

## 「指定計画相談支援及び指定障害児相談支援」重要事項説明書及び契約書

本重要事項説明書は、当事業所と指定計画相談支援サービス及び指定障害児相談支援サービスに関する利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条に基づき、事業所の概要や提供される相談支援の内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### ◆◆目次◆◆

#### 重要事項説明書

1. 事業者.....	2
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域.....	2
4. 営業時間.....	2
5. 職員の体制.....	3
6. 職員の職務内容.....	3
7. 主たる対象者.....	3
8. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3~4
9. サービスの利用に関する留意事項.....	4
10. 事故発生時の対応方法について.....	4
11. 虐待防止について.....	5
12. 利用者の記録や情報の管理、開示について.....	5
13. その他運営に関する留意事項.....	5
14. 苦情等の受付について.....	6

#### 利用契約書

#### 個人情報利用同意書

## 1. 事業者

名称	合同会社EG cordial company
所在地	鹿児島県始良市平松2208番地
電話番号	080-4807-6357
代表者氏名	代表社員 永山 絵梨香
設立年月	令和3年 7月6日

## 2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 ・令和3年8月1日指定 第4634500450号 指定障害児相談支援事業所 ・令和3年8月1日指定 第4674500022号
事業の目的	利用者及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、利用者等の立場に立った適切な指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の提供を確保することを目的とする。
事業所の名称	相談支援事業所 Prism
事業所の所在地	鹿児島県始良市西餅田1925-12 2F
電話番号	0995-73-4618
FAX 番号	0995-73-4617
管理者氏名	永山 絵梨香
事業所の運営方針について	利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況、環境等に応じて、利用者又は障害児の保護者の選択に基づき、適切な障害福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう支援していきます。
開設年月	令和3年8月1日

## 3. 事業実施地域

始良市及び近隣市
----------

## 4. 営業時間

営業日	月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日及び12月30日から1月3日まで、事業所が定めた休日を除く。
営業時間	月～土 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間帯	月～土 午前9時00分～午後5時00分

## 5. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1名		1名	管理監督業務
相談支援専門員	1名	2名	3名	相談支援業務

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援及び障害児相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

## 6. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	職員及び業務等の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるための必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"><li>・アセスメントの実施</li><li>・サービス等利用計画書、障害児支援利用計画書の作成及び利用者への交付</li><li>・モニタリングの実施</li><li>・その他必要な相談及び援助</li></ul>

## 7. 主たる対象者

障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者）  
身体・知的・精神障害者、難病等患者

## 8. 当事業所が提供するサービスと利用料金

### （1）サービス内容

#### ① サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成

- ・相談支援専門員は利用者等の来所や利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成します。

#### <サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成の流れ>

- ・申請→相談支援事業所との契約、面談→計画案作成・提出→事業所見学（利用者様）  
→支給決定（受給者証が自宅へ届きます）→サービス担当者会議（利用する事業所と利用者様と当事業所で）→本計画作成・提出→サービス利用開始→モニタリング

#### ② サービス等利用計画及び障害児支援利用計画作成後の便宜の供与

- ・障害児支援利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価（以下、「モニタリング」という。）を行い、必要に応じて計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定及び給付決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等を訪問し、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

#### ③ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の変更

- ・利用者が障害児支援利用計画の変更を希望した場合、または事業者が障害児支援利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、計画を変更します。

#### ④ 障害児支援施設等への紹介

- ・利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が障害児入所施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害児入所施設等への紹介その他の便宜の提供を行います。

## (2) 利用料金

### サービス利用料金

・指定障害児相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から障害児相談支援給付額を受領する（法定代理受領）ため、利用者の自己負担はありません。

## 9. サービスの利用に関する留意事項

### サービス提供を行う相談支援専門員

サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮します。

利用者から特定の相談支援専門員を指名することはできませんが、相談支援専門員についてお気づきの点やご要望がありましたら、お客様相談窓口等にご遠慮なく相談ください。

## 10. 事故発生時の対応方法について

サービス提供により事故が発生した場合には、都道府県、市町村、ご家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 11. 虐待防止について

当事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じています。

- ① 虐待防止に関する責任者の選定【虐待防止責任者】 永山絵梨香
- ② 成年後見制度の利用支援
- ③ 苦情解決体制の整備
- ④ 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

## 12. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）保存期間は、サービスを提供した日から5年間です。

※ 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行うもの等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及び障害児支援利用計画案
- (3) サービス等利用計画及び障害児支援利用計画
- (4) アセスメントの記録
- (5) サービス担当者会議等の記録
- (6) モニタリング結果の記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者に関する市町村への通知に係わる記録
- (10) 利用者からの苦情内容等の記録
- (11) 事故の状況及び事故に際して施した処置についての記録

### 13. その他運営に関する重要事項

- (1) 事業所は、適切な相談支援が提供できるよう相談支援専門員の業務体制を整備するとともに、相談支援専門員の資質向上を図るために研修の機会を確保します。
- (2) 相談支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (3) 相談支援専門員であった者が事業所の相談支援専門員でなくなった後においても、業務上知り得た利用者、またはその家族の秘密を保持します

### 14. 苦情等の受付について

- (1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談（お客様相談窓口）サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

- 対応者 永山 絵梨香
- 電話番号 080-4807-6357
- 受付時間 月曜日～金曜日 午前10時00分～午後4時00分

#### (2) 行政機関その他苦情受付機関

保健福祉部長寿・障害福祉課障害者福祉係	〒899-5492 鹿児島県始良市宮島町25番地 電話番号：0995-66-3111 ファックス番号：0995-65-6964
---------------------	--

- 附則 この重要事項説明書は、令和3年8月1日から施行する。
- 附則 この重要事項説明書は、令和4年4月1日から施行する。
- 附則 この重要事項説明書は、令和4年12月1日から施行する。
- 附則 この重要事項説明書は、令和5年12月1日から施行する。
- 附則 この重要事項説明書は、令和6年4月1日から施行する。